

浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び第34条の8から第34条の8の3、並びに浜松市児童福祉法施行条例第4条（平成20年条例第10号）の規定に基づき放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(放課後児童健全育成事業者)

第2条 放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、任意団体又は法人等で、暴力団の組織に属さないもの、政治的・宗教的活動に関わるもの以外のもので市長が適当と認めたものとする。

2 事業者のうち、次の各号をすべて満たすものを放課後児童会育成会と称する。

(1) 対象地域は、合併前の旧浜松市域、旧舞阪町、旧雄踏町とする。

(2) 対象施設は、市が整備した専用施設、浜松市立小学校の余裕教室又は専用教室及び施設利用料を市が支払う民間の施設とする。

(3) 構成員は、自治会等の地域関係団体の代表者、小学校や関係機関からの代表者、事業を利用する保護者の代表者、第8条に規定する支援員及びその他の者とする。

(事業開始の届出)

第3条 事業者は事業を開始する際には、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16に規定する「放課後児童健全育成事業開始届」（第1号様式）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(事業の廃止又は休止の届出)

第4条 事業者は事業を廃止又は休止する際には、浜松市児童福祉法施行細則第8条の18に規定する「放課後児童健全育成事業廃止・休止届」（第2号様式）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の規定において、事業者は利用している児童に対する必要な措置を講じなければならない。

(変更の届出)

第5条 事業者は、第3条で届け出た事項を変更する際には、浜松市児童福祉法施行細則第8条の17に規定する「放課後児童健全育成事業変更届」（第3号様式）を変更の日から1月以内に市長に届け出なければならない。

(利用定員)

第6条 事業の支援の単位はおおむね40人以下とするが、おおむね40人以下とする上限は、50人とする。

2 利用定員の範囲で、毎日利用する児童の人数に、週のうち数日を利用する児童の平均利用人数を加えることもできる。

3 前項の平均利用人数とは、塾や習い事、保護者のパート就労等により週に数日利用する児童の人数の平均をいう。なお、平均利用人数は登録時の利用希望日数を基に算出する。

(入会選考)

第7条 利用申し込み者の入会に当たっては、浜松市放課後児童会選考基準に基づいて適正に選考を行わなければならない。

(支援員)

第8条 支援員は、原則として当該年度の3月31日において65歳以下の者とする。ただし、65歳を超えて引き続き支援員として業務を行う場合、事業者と利用児童の保護者が当該支援員について心身共に良好で業務可能と認めればこの限りではない。

(施設)

第9条 専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65㎡以上とするが、おおむね1.65㎡以上とする下限は、1.5㎡とする。

(会費)

第10条 事業者は事業の運営に要する経費に充てるため、利用児童の保護者から会費を徴収することができる。

2 事業者は、会費の徴収、管理及び執行について最善の注意を払い、適正に行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 浜松市放課後児童会の実施に関する要綱は、廃止する。

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

放課後児童健全育成事業開始届

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
事業者の氏名及び住所 (法人であるときは、 その名称及び主たる事 務所の所在地)	TEL
職員の定数	職員数計： 人 放課後児童支援員： 人 補助員： 人 その他(事務職員等)： 人
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
建物その他設備の規模 及び構造	専用区画： m ² (1人当たり： m ²) その他： m ² 合計： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	年 月 日

書類を添付	定款その他の基本約款、又はこれに類するもの 運営規程 主な職員の氏名及び経歴(名簿等を添付) 職務の内容(上記の名簿等に記載) 建物その他設備の図面(平面図等を添付) 収支予算書及び事業計画書(ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。)
-------	--

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

放課後児童健全育成事業廃止(休止)届

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止(休止)するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき、届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	年 月 日
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	年 月 日 ~ 年 月 日
廃止又は休止の理由 (具体的に)	
現に便宜をうけている 児童に対する措置 (具体的に)	

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項に)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 業開始の予定年月日 12 その他()
変 更 内 容 (「変更する事項」 欄においてをし た番号に応じて記 載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		年 月 日

【備考】変更する事項により、必要な書類を添付。